

平成20年度第2回

個人情報取扱事務に関する実地検査

報 告 書

平成21年4月

横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会

目 次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 報 告 書 | 1 |
| 1 実地検査の概要 | 2 |
| 2 検査の結果 | 4 |
| 資源循環局減量・美化推進課 | |
| 3 まとめ | 6 |
| 資 料 | |
| (1) 周知用ちらし | 9 |
| (2) 路面表示の状況 | 11 |
| (3) 関係様式 | 12 |
| (4) 過料個人別整理簿作成の流れ | 18 |
| 横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会設置運営要綱 | 19 |
| 横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会委員名簿 | 21 |

平成21年 4 月30日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会
委員長 森谷 亘暉

横浜市が行う個人情報取扱事務について、横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会設置運営要綱第6条第2号の規定に基づき実地検査を行ったので、以下のとおり報告します。

1 実地検査の概要

(1) 実地検査の対象

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例（ポイ捨て・喫煙禁止条例）に基づく過料処分に関する事務（資源循環局）

（選定の理由）

平成20年度第2回個人情報取扱事務に関する実地検査については、

- ・市職員（囑託員を含む）による個人情報の漏えい事故が依然として多く見受けられることから、市職員による個人情報の取扱状況を検査すること
- ・行政罰に関わる個人情報の取扱状況について、制度所管課を対象とすることとし、資源循環局減量・美化推進課が所管するポイ捨て・喫煙禁止条例に基づく過料処分に関する事務を対象に、実地検査を実施することとした。

(2) 検査日程

平成20年12月25日（木）

(3) 検査の場所

資源循環局減量・美化推進課の事務室及び美化推進員事務室

(4) 検査担当委員

森谷 宜暉（委員長）

高橋 良

半田 彰

藤森 立男

三上 雅之

渡邊 裕子

(5) 検査の方法

資源循環局減量・美化推進課

美化推進員事務室において、書類の管理体制等についての説明を受けた後、書庫の施錠管理などの保管状況を実地に検査したほか、随時ヒアリング等を行った。また、資源循環局減量・美化推進課において、美化推進員の模擬指導により業務説明等を受けた後、指導に伴い発生した書類等の保管状況やデータの取扱状況を実地に検査したほか、随時ヒアリング等を行った。

(6) 検査の結果

今回の検査対象においては、個人情報取扱事務は概ね適正に行われていたが、一部に改善を要するもの等が見受けられた。また、個人情報を保護する仕組みとして評価

できるものもあった。

検査の結果に関する本委員会としての意見は、次ページ以降に記載しているが、実地検査の対象ごとに、現状を改善する必要があると思われる事項を「改善を求めるもの」、他の職場においても参考となり得る取組を「評価するもの」として意見を述べている。評価意見でとりあげた取組については、業務の内容や職場環境等に合わせて応用するなどして、積極的に活用されたい。また、本委員会独自の視点で個人情報保護の推進に資すると思われる事項を「提案事項」として述べている。

なお、同要綱第7条では、市長は、本委員会の意見に対し必要な措置を講じ、その結果を委員会に報告するものとされていることを申し添える。

2 検査の結果

資源循環局減量・美化推進課

(1) 個人情報取扱事務の概況

美化推進員が地区内で過料処分を行った場合に発生する、告知・過料処分報告書や領収書原符などは、カバンに入れ常時携行することとなるが、たすきがけをすることにより引ったくり等の盗難被害に備えている。また、遅番では夜7時までという勤務時間の関係から、個人情報を含む書類については、翌日に業務所管課に引き継ぐまでの間、美化推進員事務室内に一時保管されるが、それらは鍵付き書庫に施錠保管され、その鍵も別の場所に保管されており、個人情報は適切に管理されている。

業務所管課である減量・美化推進課の事務室では、美化推進員から個人情報を含む書類の引継ぎを受け、過料処分の事後処理や、現金の持ち合わせがないなどの理由により後日納付書で支払うとした者の収納確認や未納者の督促等も行っている。保管状況については、書類は鍵付き書庫での施錠保管、入金状況等のデータは担当者のみが分かるパスワードによりセキュリティを図り、それぞれ適切に管理されている。

(個人情報を含む書類やデータの様式等については、巻末資料を参照)

(2) 意見(改善を求めるもの)

定例決裁簿の写しの保管

過料処分に関する書類は業務所管課内部で決裁処理が行われるが、決裁途中に問い合わせ等があった場合に迅速に対応するためとして、定例決裁簿の写しが多量に保管されている。索引的にも用いられているとのことであるが、決裁後には原本がまとめて保管されることから、少なくとも、原本の決裁終了後は適切に処分すべきである。

(3) 意見(評価するもの)

ア 個人情報の運搬方法

美化推進員が地区内で過料処分を行った場合に発生する、告知・過料処分報告書や領収書原符などは、カバンに入れ常時携行することとなるが、たすきがけをすることにより引ったくり等の盗難被害に備えるなど、個人情報の漏えい防止策を講じている。

イ デモンストレーション効果

違反者は過料処分を科されるに当たり、個人情報収集されることとなるが、美化推進員は4～5人のグループで目立つように巡回しており、喫煙禁止指導のデモンストレーション効果も期待できる。

ただし、この意見は、これからも4～5人のグループで目立つように巡回することを求めるものではなく、制度発足当初の過渡的な対応として評価するものであり、今後、指定地区拡大等にあたっては、業務所管課で既に検討中の、さらに認識しやすい服装への変更など、デモンストレーション効果の高い方策を費用対効果を考慮しつつ講じていくことが望ましいと考える。

(4) 提案事項

通知書や領収書を受け取らない場合の対応

過料処分決定通知書や領収書には氏名等の個人情報が記載されている。指導や処分に反感を抱く違反者が、それらの書類を受け取らない場合があるとのことであるが、事後に「渡した」「もらってない」といったトラブルも想定される。

通常は、違反者に渡すべき通知書等は渡したものとみなされ、受取拒否は特異な事例ではあるが、そのような状況で違反者本人に書類の受領確認を求めることも現実的ではなく、交付済あるいは受取拒否の事実を客観的に証明することは実務上困難と思われる。

しかしながら、個人情報が記載された書類の取扱いであり、事後のトラブル防止の観点からも、何らかの予防的対策が必要と思われるので、例えば、美化推進員2人で相互確認し、告知・過料処分報告書の特記事項欄にその旨を記録するなどの対応をマニュアル化し、実践することを提案する。

3 まとめ

平成19年に改正された横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例（通称「ポイ捨て・喫煙禁止条例（ハマルール）」）に基づき、平成20年1月から喫煙禁止地区の指定及び違反者に対する過料処分が科されることとなった。今回、検査対象としたポイ捨て・喫煙禁止条例に基づく過料処分に関する事務は、これにより、新たに開始された事務である。

個人情報の取扱いを含む一連の事務については、事前に検討されたものであり、概ね適正に取り扱われている。今回の実地検査においても、早急に改善を必要とする事例は見受けられなかったが、例えば、未納者への督促状送付についていえば、送付する際に窓開き封筒を利用すれば誤送付リスクを減らせるものと思われる。窓開き封筒の利用については、かねてから本委員会で意見を述べているところであり、事故防止策としては有効であると考えが、本件については、実際の督促状発送量や窓開き封筒にかかるコスト増なども比較考量し、中長期的には検討されることを期待する。

また、横浜市としては、地区内での喫煙をやめてもらうことが主たる目的とのことであり、ホームページやチラシ等による制度周知や啓発は図られているが、実際に喫煙禁止地区内を歩いてみると、当該地区内であることを示す看板は周囲の景観に溶け込んで目立たないものであり、路面に設置された禁煙マークも、汎用的に使用されているピクトグラム（絵文字）のみであり、過料が科されることまでは表示されていない。

横浜市では、広告事業にも積極的に取り組まれているが、一般に、広告は周囲の景観から目立つことで効果が発揮されるものである。地区内に入ることが個人情報の収集を伴う不利益処分を受ける可能性を生じさせる契機になることから考えれば、当該地区内であることを示す表示は、一般的な広告以上に高い視認性が求められて当然である。行政として何を知らせるべきかを再考され、適切に対応されることが望まれる。

始まってから日が浅い業務であり、実務を進める中で、本報告書で取り上げたこと以外の問題点も発見されると思われるので、適宜改善され、引き続き個人情報の適正な管理に努められたい。

資 料

(1) 周知用ちらし
(表)

(注) 内容は検査日現在



横浜市では、横浜駅周辺地区・みなとみらい21地区・関内地区を

喫煙禁止地区に指定しました。

違反者は、平成20年1月21日から
罰則(過料2,000円)が科せられます。



「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例(ポイ捨て・喫煙 禁止条例)」が施行されました。

- 横浜市では、市民の声をもとに、たばこの吸い殻等の散乱防止、市民等の身体及び財産に対する被害防止を図るため、喫煙禁止地区を指定しました。
- 喫煙禁止地区では、屋外の公共の場所での喫煙(「たばこ」を吸うこと・火のついた「たばこ」を持つこと)を禁止します。

お問い合わせ 横浜市資源循環局業務課 美化推進等担当 〒231-0017 横浜市中区港町1-1 電話:045-671-2556
URL:<http://www.city.yokohama.jp/me/pcpb/kankyo/mao4.html>



■ 喫煙禁止地区 NO SMOKING AREAS

横浜駅周辺地区 YOKOHAMA STATION AREA



みなとみらい21地区 MINATO MIRAI 21 AREA



関内地区 KANNAI AREA



喫煙禁止地区では、巡回中の市職員が喫煙者に、たばこの火を消すよう指導し、2,000円の過料をお支払いいただきます。

※市職員は、身分証明書を提示します。

- 喫煙禁止地区内の屋外の公共の場所では喫煙が禁止され、違反者は罰則(過料2,000円)が科せられます。
- Smoking is prohibited in all public outdoor areas within the designated no smoking zones. Violators will be subject to a fine of ¥2,000.
- 禁烟区域的室外公共场合禁止吸烟. 如有违反罚款2,000日元
- 흡연금지구역내의 실외의 공공장소에서는 흡연이 금지되어 있으며, 위반자는 벌칙(과금2,000엔)이 부과됩니다

(2) 路面表示の状況
(過料表示のないもの)



(資源循環局ホームページから転載)

(3) 関係様式
(告知・弁明書)

(注) 様式は検査日現在

第10号様式(第15条第1項)

3枚複写のうち 1枚目(おもて)

資減第 号
平成 年 月 日

告知・弁明書

| | |
|-------|--------------------|
| 住 所 | |
| 氏 名 | 様 |
| 連 絡 先 | 自宅・携帯電話・勤務先 () |

横浜市長 中 田 宏

印

あなたは、次のとおり喫煙禁止地区内において喫煙をしました。

| | |
|-----|-----------------------|
| 日 時 | 平成 年 月 日 午前・午後 時 分 ころ |
| 場 所 | 横浜市 区 |

この行為は、横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例第11条の3の規定に違反し、同条例第30条の規定に基づき過料処分の対象となります。

この処分に先立ち、弁明の機会を付与しますので、弁明したいことがあれば述べてください。

| | |
|-----|---|
| 弁 明 | <input type="checkbox"/> 告知の内容を認めます。 |
| | <input type="checkbox"/> 次のとおり弁明します。 告知された内容には、 <input type="checkbox"/> 覚えがない。 <input type="checkbox"/> 誤りがある。 |
| | |
| | |
| | 以上、相違ありません。 (署名) _____ |

(A 4)

3枚複写のうち 1枚目(うら)

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例(抜粋)

(喫煙禁止地区の指定)

第11条の2 市長は、美化推進重点地区内において、たばこの吸い殻の散乱につながるとともに、市民等の身体及び財産に対し被害を及ぼすおそれのある屋外の公共の場所での喫煙を禁止する必要があると認められる地区を喫煙禁止地区として指定することができる。

2 前項の指定は、その区域を告示することにより行うものとする。

(喫煙の禁止)

第11条の3 何人も、喫煙禁止地区内において、喫煙をしてはならない。

(過料)

第30条 第11条の3の規定に違反した者は、2,000円以下の過料に処する。

(過料処分決定通知書)

(注) 様式は検査日現在

第11号様式(第15条第2項)

3枚複写のうち 2枚目

横浜市資源指令第

号

平成

年

月

日

過料処分決定通知書

| | |
|-------|----------------------|
| 住 所 | |
| 氏 名 | 様 |
| 連 絡 先 | 自宅・携帯電話・勤務先 () - |

横浜市長 中 田 宏

印

あなたは、次のとおり喫煙禁止地区内において喫煙をしましたので、横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例第30条の規定に基づき金2,000円の過料に処します。

| | |
|-----|-----------------------|
| 日 時 | 平成 年 月 日 午前・午後 時 分 ころ |
| 場 所 | 横浜市 区 |

現金又は本通知日から30日以内に納付書によりお支払いください。

| | |
|-------|--|
| 担 当 課 | 横浜市資源循環局資源化推進部減量・美化推進課 電話 045-671-2556 |
|-------|--|

この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に横浜市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この通知を受けた日(異議申立てをしたときは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、横浜市を被告として(横浜市長が被告の代表者となります。)処分の取消の訴えを提起することもできます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると訴えを提起することができなくなります。

(A4)

第9号様式(第11条の3第2項)

3枚複写のうち 3枚目

第 号
平成 年 月 日

告知・過料処分報告書

告知・処分対象者

| | |
|-------|----------------------|
| 住 所 | |
| 氏 名 | 様 |
| 連 絡 先 | 自宅・携帯電話・勤務先 () - |

違反事項

| | |
|-----|-----------------------|
| 日 時 | 平成 年 月 日 午前・午後 時 分 ころ |
| 場 所 | 横浜市 区 |

口頭での弁明内容

| |
|---|
| <input type="checkbox"/> 違反告知を容認 <input type="checkbox"/> 違反告知を否認 (否認の内容) |
|---|

特記事項

| |
|--|
| <input type="checkbox"/> 納付書交付 |
|--|

(A 4)

(領収書)

(注) 様式は検査日現在

| 領 収 書 | | | | | | | No. |
|-------|---|---|---|---|---|---|-----|
| 金 額 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | | ¥ | 2 | 0 | 0 | 0 |

ただし、横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例第30条に基づく過料として

住 所

氏 名

様

上記の金額を領収しました。

平成 年 月 日

現金出納員
横浜市資源循環局減量・美化推進課長

印

現金分任出納員

2枚複写のうち 1枚目

(注意) 金額を訂正したものと及び現金分任出納員の印のないものは無効です。

| 領 収 書 原 符 | | | | | | | No. |
|-----------|---|---|---|---|---|---|-----|
| 金 額 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | | ¥ | 2 | 0 | 0 | 0 |

ただし、横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例第30条に基づく過料として

住 所

氏 名

様

上記の金額を領収しました。

平成 年 月 日

現金出納員
横浜市資源循環局減量・美化推進課長

現金分任出納員

2枚複写のうち 2枚目

(注意) 金額を訂正したものと及び現金分任出納員の印のないものは無効です。

(納付書)

(注) 様式は検査日現在

〒

納付書兼領収書

様

(納入場所)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|----------------|------|------------|--|-----|--------|-----|---|------|---|-----|---|----|-----|----|---|---|----|---|---|---|---|---|-------|-------|---|--|---|--|---|--|---|--|---|--|---|--|---|--|-------|--|
| 振替 口座番号 | 00260-2-960093 | 加入者名 | 横浜市会計管理者 | (納入場所) 横浜市指定金融機関、横浜市収納代理金融機関、 関東各都県内及び山梨県内の郵便局、横浜市出納機関 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 種別 | X | 線越 | 市区別 | 9 | 主管局 | 9 | 主管課 | 7 | 新調・区 | 0 | 執行課 | 7 | 年度 | 200 | 会計 | 1 | 2 | 2 | 0 | 1 | 0 | 3 | 0 | 1 | 任意コード | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 調定番号 | | | 0800007022 | | | 戻出命令番号 | | | | | | 整理番号 | | | | | | 金額 | | 十 | | 億 | | 千 | | 百 | | 十 | | 万 | | 千 | | 百 | | 十 | | 円 | | ¥2000 | |
| 摘要 | | | | | | | | | | | | 名称 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等 に関する条例第30条に基づく過料 | | | | | | | | | | | | 納入 様 | | | | | | | | | | | | 領収日付印 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 発行局課 | | | | | | | | | | | | 上記のとおり領収しました。 横浜市指定金融機関、横浜市収納代理金融機関、 関東各都県内及び山梨県内の郵便局、横浜市出納機関 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資源循環局減量・美化推進課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

この領収書は、大切に保存して下さい。(納入保管)

切り取り線

公 原 符

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|----------------|------|------------|---|-----|--------|-----|---|------|---|-----|---------|----|-----|----|---|---|----|---|---|---|---|---|-------|-------|---|--|---|--|---|--|---|--|---|--|---|--|---|--|-------|--|
| 振替 口座番号 | 00260-2-960093 | 加入者名 | 横浜市会計管理者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 種別 | X | 線越 | 市区別 | 9 | 主管局 | 9 | 主管課 | 7 | 新調・区 | 0 | 執行課 | 7 | 年度 | 200 | 会計 | 1 | 2 | 2 | 0 | 1 | 0 | 3 | 0 | 1 | 任意コード | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 調定番号 | | | 0800007022 | | | 戻出命令番号 | | | | | | 整理番号 | | | | | | 金額 | | 十 | | 億 | | 千 | | 百 | | 十 | | 万 | | 千 | | 百 | | 十 | | 円 | | ¥2000 | |
| 摘要 | | | | | | | | | | | | 名称 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等 に関する条例第30条に基づく過料 | | | | | | | | | | | | 納入 様 | | | | | | | | | | | | 領収日付印 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 発行局課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資源循環局減量・美化推進課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

横浜市 (金融機関等保管)

切り取り線

公 受入済通知書



| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|----------------|------|------------|---|-----|--------|-----|---|------|----|-----|--------------------------------------|----|-----|------|----|---|----|---|---|----|---|---|-------|-------|----|---|--|---|--|---|--|---|--|---|--|---|--|---|--|---|--|-------|--|
| 振替 口座番号 | 00260-2-960093 | 加入者名 | 横浜市会計管理者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 種別 | X | 線越 | 市区別 | 9 | 主管局 | 9 | 主管課 | 7 | 新調・区 | 11 | 執行課 | 14 | 年度 | 200 | 会計 | 19 | 2 | 2 | 0 | 1 | 0 | 3 | 0 | 1 | 任意コード | 31 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 調定番号 | | | 0800007022 | | | 戻出命令番号 | | | 4142 | | | 整理番号 | | | 4849 | | | 53 | | | 金額 | | 十 | | 億 | | 千 | | 百 | | 十 | | 万 | | 千 | | 百 | | 十 | | 円 | | ¥2000 | |
| 摘要 | | | | | | | | | | | | 名称 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等 に関する条例第30条に基づく過料 | | | | | | | | | | | | 納入 様 | | | | | | | | | | | | 領収日付印 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 発行局課 | | | | | | | | | | | | 郵便局取りまとめ店 〒224-8794 横浜貯金事務センター | | | | | | | | | | | | 整理年月日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資源循環局減量・美化推進課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(市保管)

(4) 過料個人別整理簿作成の流れ
(個人別整理簿データ)

過料個人別整理簿作成の流れ



「ポイ捨て・喫煙 禁止条例」に係る過料 個人別整理簿(納付書完納分)【平成20年】

| 当初課定通知日 | 通知書等発行日 | 納期限 | 収納額 | 指令番号 | 氏名 | 住所 | 督促状発行日 | 督促状指定期限 | 督促額 | 不納欠損日 | 不納欠損額 | 不納欠損事由 |
|------------|------------|------------|--------|-------|-------|-------|--------|---------|-----|-------|-------|--------|
| 平成20年1月21日 | 平成20年1月21日 | | ¥2,000 | 20000 | 横浜 太郎 | 西区南幸1 | | | | | | |
| 平成20年1月22日 | 平成20年1月22日 | 平成20年2月20日 | ¥2,000 | 20001 | 関内 次郎 | 中区桜木町 | | | | | | |
| 平成20年1月22日 | 平成20年1月22日 | 平成20年2月20日 | ¥2,000 | 20002 | 桜木 三郎 | 中区港町 | | | | | | |

現金納付者

納付書完納者

「ポイ捨て・喫煙 禁止条例」に係る過料 個人別整理簿(納付書未納分)【平成20年】

| 当初課定通知日 | 通知書等発行日 | 納期限 | 収納額 | 指令番号 | 氏名 | 住所 | 督促状発行日 | 督促状指定期限 | 督促額 | 不納欠損日 | 不納欠損額 | 不納欠損事由 |
|------------|------------|------------|-----|-------|-------|-------|------------|-----------|--------|-------|-------|--------|
| 平成20年1月21日 | 平成20年1月21日 | 平成20年2月19日 | | 10000 | 横浜 太郎 | 西区南幸1 | | | | | | |
| 平成20年1月21日 | 平成20年1月21日 | 平成20年2月19日 | | 10001 | 関内 次郎 | 中区桜木町 | | | | | | |
| 平成20年1月21日 | 平成20年1月21日 | 平成20年2月19日 | | 10002 | 桜木 三郎 | 中区港町 | 平成20年5月27日 | 平成20年7月6日 | ¥2,000 | | | |

督促状発送履歴

横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会設置運営要綱

制定 平成17年 9 月29日

改正 平成18年 3 月31日

(設置)

第1条 横浜市が保有する個人情報の取扱い等について検査・評価することにより、個人情報の適正な取扱いを確保し、個人情報保護の推進に資するため、横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会)

第2条 委員会の委員は、地方自治並びに情報管理及び個人情報の保護に関し学識経験又は実務経験を有する者のうちから、市長が任命する。

2 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

3 委員会の委員は、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤特別職職員とする。

(任期)

第3条 委員の任期は2年以内とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員会の業務)

第6条 委員会は、第1条の目的を達するため、次の業務を行う。

(1) 検査基準の策定

(2) 実施機関（横浜市個人情報の保護に関する条例第2条に規定する実施機関をいう。以下同じ。）が行う個人情報取扱事務に関する定期の实地検査

(3) 実施機関が個人情報を不適切に取り扱っているとき、又はそのおそれがあるときの

随時の実地検査

(4) その他実施機関における個人情報の適正な取扱いの推進に資するため、委員会が必要と認める業務

(意見及び措置)

第7条 委員会は、前条第2号及び第3号の実地検査の結果について、市長に意見を述べることができる。

2 市長は、前項の意見に対し必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、前項の措置結果を委員会に報告するものとする。

4 市長は、市長以外の実施機関にかかわる第1項の意見について当該実施機関に伝え、第2項の措置を当該実施機関に行わせ、及び第3項の報告を当該実施機関から受け委員会に報告するものとする

5 委員会は、第1項、第3項及び第4項の意見及び措置結果について、横浜市個人情報保護審議会に報告するものとする。

(秘密を守る義務)

第8条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、市民活力推進局総務部市民情報室に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めのない事項については、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会 委員名簿

(委員は50音順)

| 職 | 氏名 | 職歴・専門分野等 |
|--------------------|------------------------|------------------------------------|
| 委員長 | ※ もりや よしてる 森谷 亘暉 | 産業能率大学名誉教授（経営情報論） |
| 委員 委員長 職務代理者 | たかはし りょう 高橋 良 | 横浜弁護士会会員（情報問題対策委員会委員長） 高橋良法律事務所 |
| 委員 | はんた あきら 半田 彰 | 株式会社横浜銀行 コンプライアンス統括部顧客情報管理室長 |
| 委員 | ※ ふじもり たつお 藤森 立男 | 横浜国立大学大学院 国際社会科学部教授（産業心理学） |
| 委員 | みかみ まさゆき 三上 雅之 | 元東京都監査事務局次長（特別監査室長） |
| 委員 | わたなべ ゆうこ 渡邊 裕子 | 駿河台大学経済学部准教授（障害福祉論） |

※横浜市個人情報保護審議会委員との兼任

平成20年5月21日現在